



# 鳥取県公報

平成 18 年 11 月 10 日(金)  
号外第 160 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 規 則 鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則 (86) (管理課) · · · · · · · · · · · · · · · · · · 3

---

**====公布された規則のあらまし====**

◇鳥取県建設工事執行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 建設工事の完成検査時において、必要があるときは、工事目的物を最小限度破壊して行う検査（以下「破壊検査」という。）を行い、当該破壊検査に要する費用は、請負者が負担することとしている。
- (2) この度、建設工事の完成検査の精度を高め、かつ、不正防止の抑止力とするため、新たに無作為抽出による工事目的物の最小限度の破壊検査（以下「抽出破壊検査」という。）を実施する。
- (3) (2)の費用については、請負者間の不公平感をなくすため、原則として、県負担とする。

2 規則の概要

- (1) 検査員は、工事の適正な施工を確保するため必要があると認めるときは、あらかじめ請負者に通知して、抽出破壊検査を行うことができる。
- (2) 抽出破壊検査を実施した結果、当該工事目的物にかしがなかった場合の当該抽出破壊検査及び原状の回復に直接要する費用は、県の負担とする。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
  - ア 施行期日は、公布の日とする。
  - イ 改正後の規則の規定の適用区分について定める。

# 規則

鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年11月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 鳥取県規則第86号

### 鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則

鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(契約の相手方の資格)</p> <p>第4条 工事の請負契約（以下「請負契約」という。）の相手方となることができる者は、建設業法第2条第3項に規定する建設業者とする。ただし、軽微な工事を執行する場合又は特別な事情がある場合において、知事（<u>鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）</u> 第6条第1項又は第5項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた<u>鳥取県部等設置条例（平成6年鳥取県条例第5号）</u> 第1条の規定により設置された部局等の長、<u>鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）</u> 第1条の規定により設置された総合事務所の長、<u>鳥取県港湾事務所の設置等に関する条例（平成7年鳥取県条例第6号）</u> 第1条の規定により設置された港湾事務所の長、<u>鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）</u> 第142条の規定により設置された空港管理事務所の長又は部局等を構成する内部組織の長。以下同じ。）が同法第2条第3項に規定する建設業者以外の者を請負契約の相手方とすることが適當であると認めるときは、この限りでない。</p>	<p>(契約の相手方の資格)</p> <p>第4条 工事の請負契約（以下「請負契約」という。）の相手方となることができる者は、建設業法第2条第3項に規定する建設業者とする。ただし、軽微な工事を執行する場合又は特別な事情がある場合において、知事が同項に規定する建設業者以外の者を請負契約の相手方とすることが適當であると認めるときは、この限りでない。</p>

## (完成検査)

第52条 知事は、前条の通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に、職員に命じ、又は職員以外の者に委託して工事の完成を確認するための検査（以下「完成検査」という。）をするものとする。

2 前項の規定により検査を命ぜられた職員又は検査を委託された者（以下「検査員」という。）は、完成検査をするときは、請負者を立ち会わせなければならない。

3 検査員は、完成検査をするため必要があると認めるときは、その理由を請負者に通知して、工事目的物を最小限度破壊し、分解し、若しくは試験し、又は請負者に工事目的物を最小限度破壊させ、分解させ、若しくは試験させることができる。この場合において、請負者は、速やかに当該工事目的物を原状に回復するものとする。

4 前項の規定によるほか、検査員（検査を命ぜられた職員に限る。以下この項において同じ。）は、工事の適正な施工を確保するため必要があると認めるときは、あらかじめ請負者に通知して、完成検査時に、無作為に抽出した工事目的物を最小限度破壊し、分解し、若しくは試験することができる。この場合において、検査員は、速やかに当該工事目的物を原状に回復するために必要な措置を講ずるものとする。

5 略

## (完成検査等の費用の負担)

第54条 完成検査に直接必要な費用並びに第52条第3項後段及び第4項後段の規定による原状の回復並びに前条の修補に要する費用は、請負者の負担とする。ただし、第52条第4項の規定による破壊、分解又は試験（以下「抽出破壊検査」という。）を実施した結果、当該工事目的物にかしがなかつた場合の当該抽出破壊検査及び原状の回復に直接要する費用は、県の負担とする。

## (部分引渡し)

第56条 略

2 第51条から前条まで及び第59条の規定は、前項の規定により設計図書に指定した部分（以下「指定部分」という。）の工事が完成した場合について準用する。この場合において、第51条、第52条第1項、第53条及び第59条第1項中「工事」とあ

## (完成検査)

第52条 知事は、前条の通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に、自ら若しくは職員に命じ、又は職員以外の者に委託して工事の完成を確認するための検査（以下「完成検査」という。）をしなければならない。

2 知事又は前項の規定により検査を命ぜられた職員若しくは検査を委託された者（以下「検査員」という。）は、完成検査をするときは、請負者を立ち会わせなければならない。

3 知事又は検査員は、完成検査をするため必要があると認めるときは、その理由を請負者に通知して、工事目的物を最小限度破壊し、分解し、若しくは試験し、又は請負者に工事目的物を最小限度破壊させ、分解させ、若しくは試験させることができる。この場合において、請負者は、速やかに当該工事目的物を原状に回復しなければならない。

4 略

## (完成検査等の費用の負担)

第54条 完成検査に直接必要な費用並びに第52条第3項の原状の回復及び前条の修補に要する費用は、請負者の負担とする。

## (部分引渡し)

第56条 略

2 第51条から前条まで及び第59条の規定は、前項の規定により設計図書に指定した部分（以下「指定部分」という。）の工事が完成した場合について準用する。この場合において、第51条、第52条第1項、第53条及び第59条第1項中「工事」とあ

るの「指定部分に係る工事」と、第52条第3項及び第4項並びに前条中「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第1項及び第59条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えるものとする。

3 略

るの「指定部分に係る工事」と、第52条第3項及び前条中「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第1項及び第59条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えるものとする。

3 略

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(適用)
- 2 改正後の鳥取県建設工事執行規則の規定は、この規則の施行の日以後に相手方を決定する請負契約に係る工事について適用し、同日前に相手方を決定した請負契約に係る工事については、なお従前の例による。